

建築物石綿含有建材一般調査者講習 試験問題

受講番号	
氏名	

基礎知識 1	10		4
基礎知識 2	10		4
建築図面調査	35		14
現場調査	35		14
報告書作成	10		4
合計	100		60以上

科目 1， 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 1（4問×2.5点）

問 1：『建築物石綿含有建材調査』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ② 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- ③ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル 1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ④ 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。

問 1	
-----	--

問 2：『石綿の定義、種類、特性』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
- ② 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- ③ 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ④ 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。

問 2	
-----	--

問 3：『石綿による疾病、環境の石綿濃度』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ② 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
- ③ 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
- ④ 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

問 3	
-----	--

問 4：『建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により 3 倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
- ② 中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ③ 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ④ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。

問 4	
-----	--

科目 2，建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 2（4問×2.5点）

問 1：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ② 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者である。
- ③ 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。
- ④ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。

問 1	
-----	--

問 2：『リスク・コミュニケーション』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者とどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- ④ 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

問 2	
-----	--

問 3：『石綿含有建材調査者』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
- ② 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
- ③ 石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

問 3	
-----	--

問 4：『事前調査の具体的手順の例』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ② 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ③ 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- ④ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

問 4	
-----	--

科目 3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問1：『建築一般』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法において「床（構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ② 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- ③ 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ④ 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。

問1	
----	--

問2：『建築一般』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ② 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ③ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- ④ 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。

問2	
----	--

問3：『建築設備』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ② 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ③ 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ④ 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。

問3	
----	--

問4：『石綿含有建材』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- ② 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ③ 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
- ④ 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。

問4	
----	--

問5：『石綿含有建材』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。
- ② 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ③ けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保温箇所に被せ、バンドや番線などで固定して使用されていた。
- ④ 1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。

問5	
----	--

科目 3，石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問 6：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。
- ② レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。
- ③ レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- ④ レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等にも幅広く使われている。

問 6	
-----	--

問 7：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ② 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- ③ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- ④ 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

問 7	
-----	--

問 8：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管としても使用された。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ③ 石綿含有シール材は、配管やダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものが「ガスケット」、可動部などで使用されるものが「パッキン」である。
- ④ 石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。

問 8	
-----	--

問 9：『書面調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報もできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ③ 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要である。
- ④ 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。

問 9	
-----	--

問 10：『図面の種類と読み方』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- ② 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ③ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。
- ④ 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。

問 10	
------	--

科目 3，石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問 1 1：『図面の種類と読み方』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことも多い。
- ② 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などの他、天井の裏側や梁と外壁との関係なども読み取ることが可能である。
- ③ 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
- ④ 内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることで見ることができない部分の建材については記載されていないこともあり、留意が必要である。

問 1 1	
-------	--

問 1 2：『図面の種類と読み方』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書を借用書を作成し、「施工会社」から借用させてもらう。
- ② 建築図面などを借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- ③ 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可が必要である。
- ④ 発注者等へのヒアリングは、依頼者、立会者に留まらず、必要に応じ過去の工事の経緯をよく知る者、例えば、よく工事を依頼している特定の工事会社も対象として行う。

問 1 2	
-------	--

問 1 3：『石綿含有建材情報の入手方法』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ③ 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われるので最新版に留意する。

問 1 3	
-------	--

問 1 4：『書面調査結果の整理』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ② 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。
- ③ 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ④ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が目視調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。

問 1 4	
-------	--

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問1：『目視調査の流れ』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ③ 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
- ④ 建築物の目視調査の結果、試料採取すべき箇所から採取した試料の分析方法の決定は、発注者とよく協議する。

問1	
----	--

問2：『事前準備』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- ② 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- ③ 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3又はRL3）と同等以上の性能を有するものとする。
- ④ 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。

問2	
----	--

問3：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ② 目視調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返さず必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
- ③ 建築物の外観を観察することで、おおよその作業時間や当日の作業の信仰を予測でき、事前の計画段階では把握できなかった新たな調査のポイントや確認しておきたい事柄などが見えてくることがある。
- ④ 目視調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認が出来ることがある。

問3	
----	--

問4：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。
- ② 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。
- ③ 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- ④ 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。

問4	
----	--

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問5：『目視調査の実施要領』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
- ② 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。
- ③ 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- ④ 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。

問5	
----	--

問6：『目視調査の実施要領』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。
- ② 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ③ 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
- ④ 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

問6	
----	--

問7：『目視調査の実施要領』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。



- ① 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ② アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- ③ アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。

問7	
----	--

問8：『試料採取』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- ② 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- ③ 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「発注者」と協議して、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- ④ 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。

問8	
----	--

科目 4， 目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問 9：『試料採取』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。
- ② 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」、「耐火塗材」がある。
- ③ 内外装仕上げ材の下に、レベル 1 建材が存在する事例は特にない。
- ④ 吹付け材において、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。

問 9	
-----	--

問 10：『試料採取』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- ② 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ③ 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- ④ 建築用仕上塗材の試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しずつ剥離、採取する。

問 10	
------	--

問 11：『試料採取』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。
- ② 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ③ 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」および「仕上塗材」が調査対象となる。
- ④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。

問 11	
------	--

問 12：『目視調査の記録方法』に関する記述で**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ② 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
- ③ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- ④ 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。

問 12	
------	--

科目4，目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問13：『建材の石綿分析』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ② 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ③ 石綿分析の流れは、建材中の石綿の含有の有無を調べるための定性分析を行い、定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。
- ④ 定性分析法3の電子顕微鏡法は、定性分析法1または定性分析法2を補完するものであり、定性分析法3単独で石綿無しの判定を行う方法ではない。

問13	
-----	--

問14：『調査票の下書きと分析結果チェック』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料採取場所」や「試料部位」と分析結果報告書の記載については確認する必要はない。
- ② 部屋別の目視調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
- ③ 目視調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。
- ④ 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。

問14	
-----	--

科目 5、建築物石綿含有建材報告書の作成（4問×2.5点）

問1：『目視調査総括表の記入』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。
- ② 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
- ③ 建築物の概要の確認済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。
- ④ 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。

問1	
----	--

問2：『目視調査個票の記入』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- ② 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- ③ 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。
- ④ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。

問2	
----	--

問3：『事前調査記録』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視による確認が困難な材料の有無及び場所
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 事業者の名称、住所及び電話番号

問3	
----	--

問4：『所有者等への報告』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ④ 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。

問4	
----	--